

判決年月日	平成28年8月10日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10065号		
○「山岸一雄大勝軒」の文字を標準文字で表して成る商標が商標法4条1項8号に該当するとした事例			

(関連条文) 商標法4条1項8号

(関連する権利番号等) 商願2013-90519号, 不服2014-24042号

「山岸一雄大勝軒」の文字を標準文字で表して成る本願商標に係る拒絶査定不服審判請求不成立審決について、本判決は、大要、以下のように判断し、本願商標は商標法4条1項8号に該当するとして、審決の取消しを求める原告の請求を棄却した。

(1) 商標法4条1項8号の趣旨

商標法4条1項は、商標登録を受けることができない商標を各号で列記しているが、需要者の間に広く認識されている商標との関係で商品又は役務の出所の混同の防止を図ろうとする同項10号、15号等の規定とは別に、8号の規定が定められていることからみると、8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標は、その他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人(法人等の団体を含む。以下同じ。)の肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護すること、すなわち、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがないという利益を保護することにあると解される(最高裁平成15年(行ヒ)第265号同16年6月8日第三小法廷判決・裁判集民事214号373頁, 最高裁平成16年(行ヒ)第343号同17年7月22日第二小法廷判決・裁判集民事217号595頁参照)。そうすると、ある氏名を有する他人にとって、その氏名を同人の承諾なく商標登録されることは、同人の人格的利益を害されることになると考えられる。

(2) 本願商標の商標法4条1項8号該当性

ア 本願商標は、「山岸一雄大勝軒」の文字を標準文字で表して成るものであるところ、その構成中「山岸一雄」の文字部分は、我が国における氏名表記の実情に照らし、「山岸」が氏を表し、「一雄」が名を表し、そして、その全体が「山岸一雄」なる氏名を表したものである。

…以上によれば、本願商標は、他人の氏名を含む商標であると認められる。

イ …本願商標の登録出願時及び本件審決時において、亡山岸とは別に、「山岸一雄」を氏名とする者が、複数生存していたものと推認されるところ、亡山岸以外の「山岸一雄」を氏名とする者が本願商標の登録について承諾していたとの事実を認めるに足りる証拠はない。

ウ 以上によれば、本願商標は、商標法4条1項8号に該当し、商標登録を受けることができないものというべきである。

(3) 原告が、商標法4条1項8号において、氏名を含む商標の登録が許されないのは、他人のパブリシティの権利を侵害する場合（当該他人の氏名等に少なくとも周知性が認められる場合）及びパブリシティの権利以外の氏名専用権の侵害になる場合（商標出願の願書の記載から客観的類型的に判断し、氏名保持者が不快感を感じると判断すべき場合）に限られると解すべきである旨主張したのに対し、本判決は、①商標法4条1項8号の趣旨は、…人の氏名に対する人格的利益の保護、すなわち、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがないという利益を保護することにあり、そして、同号は、その規定上、「著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称」とし、これらについては著名なものを含む商標のみを不登録事由とする一方で、「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称」については、著名又は周知なものであることを要するとはしておらず、また、人格的利益の侵害のおそれがあることそれ自体を要件として規定するものでもないことから、同号にいう「他人の氏名」が、著名又は周知なものに限られるとは解し難く、同号の適用が、他人の氏名を含む商標の登録により、当該他人の人格的利益が侵害され、又はそのおそれがあるとすべき具体的事情の証明があったことを要件とするものであるとも解し難いとした上で、②原告の主張は、商標法4条1項8号が、その規定上、他人の氏名については「著名な」ものであることを要するとはしていないこと、他人の人格的利益を侵害し、又はそのおそれがあるとすべき具体的事情の証明があったことを要件としているとも解し難いことに照らし、文理解釈の範囲を超えるものといわざるを得ず、また、人格的利益の保護の要否を、顧客吸引力の有無（周知性や著名性の有無）により分けるというのも、同号が商品又は役務の出所の混同のおそれを要件としていないことに照らし、相当でなく、さらに、自己の氏名を含む商標が登録されることにより氏名保持者が精神的苦痛や不快感を感じるか否かを商標出願の願書の記載のみから判断すれば足りるというのも、氏名保持者ごとに人格的利益に係る事情は異なるにもかかわらず、その個別的事情を一切捨象するものであって、相当でないとし、③他人の氏名を含む商標について、当該氏名を有する他人から登録異議の申立てや無効審判請求がされたときに初めて、当該商標の商標法4条1項8号該当性を判断すれば足りるとするものも、同号が商標の不登録事由として規定されていることにそぐわないのみならず、登録異議の申立期間が商標掲載公報の発行の日から2月以内に限られ（同法43条の2）、同項8号に違反してされたことを理由とする無効審判は商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は請求することができないとされていることから（同法47条1項）、人は、自らの承諾なしにその氏名を商標に使われることがないという利益を確保するために、自己の氏名が含まれる商標の登録の有無を常に確認しなければならないことになり、商標に含まれる氏名を有する他人に負担を強いるものであって、相当でないなどとして、排斥した。